

オリジナル切手作成サービス特別割引利用規約

オリジナル切手作成サービスの利用料金に係る特別割引の適用を希望されるお客様は、事前にこの「オリジナル切手作成サービス特別割引利用規約」(以下「本規約」といいます。)を必ずお読みください。

(適用)

第1条 本規約は、日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するオリジナル切手作成サービスの利用料金に係る特別割引(以下「特別割引」といいます。)の適用に関し、必要な事項を定めるものです。

- 2 本規約に定めのない事項については、「オリジナル切手作成サービス」利用規約の定めるところによります。
- 3 本規約に定める内容と「オリジナル切手作成サービス」利用規約に定める内容とが異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

(本規約の変更)

第2条 本規約は、予告なく変更することがあります。この場合、次条第2項に定める申出者には、変更後の本規約が適用されるものとします。

(手続等)

第3条 特別割引の適用を希望する者は、本規約を読み、その内容に同意の上、当社が指定する様式の申出書により特別割引適用の申出をするものとします。

- 2 前項の申出後、当社の受理をもって、当該申出を行った者(以下「申出者」といいます。)は特別割引の適用を受けることができるものとします。
- 3 特別割引の適用を受けることができる期間は、当社が前項の受理を行った日(以下「受理日」といいます。)から受理日が属する年度の末日までとします。ただし、期間満了の日の1か月前までに、当社又は申出者から相手方に書面により申出又は受理を撤回する旨の通知がなされない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(注1) 第1項の当社が指定する様式は、別紙のとおりとします。

(注2) 第2項の申出者は、別紙の「会社名(申出者)」欄に記載されている者とします。

(注3) 平成24年度における第3項本文の適用については、その規定中「当社が前項の受理を行った日」とあるのは、「平成24年4月1日」とします。

(適用条件)

第4条 申出者は、次の各号の条件をすべて満たす場合に、特別割引の適用を受けることができます。

- (1) 当社所定の手続に従い、申出者を申込人としてオリジナル切手作成サービスの利用申込み(以下「利用申込み」といいます。)を行うこと。

(2) 申込画像 1 件当たりの購入シート数(以下「個別購入シート数」といいます。)が 1,000 以上であり、かつ、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の購入シート数の合計(以下「年間購入シート数」といいます。)が 10 万以上であること。

(注 1) 第 2 号の購入シート数は商品の出荷日を基準として算出します。

(注 2) 利用申込みから商品の出荷まで通常 3 週間程度かかります。諸般の事情により商品の出荷が大幅に遅れる場合もありますが、これにより申出者に生じた損害について、当社はその責任を一切負わないものとします。

(申出書記載事項の変更)

第 5 条 申出者は、第 3 条第 1 項の申出書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに当社へその旨を通知するものとします。この場合において、申出者は、当社の指示するところにより、当該変更を証する書面を提出するものとします。

(利用料金の支払)

第 6 条 申出者は、特別割引の適用を受ける場合には、当社の指示するところにより利用料金を支払うものとします。

(特別割引金額)

第 7 条 特別割引が適用される場合の割引金額(以下「特別割引金額」といいます。)は、次のとおりとします。

年間購入予定シート数、 年間購入シート数又は 個別購入シート数	1 以上 10 万未満	10 万以上 20 万未満	20 万以上 30 万未満	30 万以上 40 万未満	40 万以上 50 万未満	50 万以上
特別割引金額 (1 シート当たり)	0 円	100 円	150 円	200 円	250 円	300 円

(特別割引金額の適用方法等)

第 8 条 申出者は、当社所定の方法により、次の各号に定める特別割引の適用方法のいずれか 1 つを選択するものとします。この場合において、第 1 号に定める適用方法については、当社が別に定める申出者に限りこれを選択できるものとします。

(1) 当社は、第 4 条第 2 号に定める期間(以下「適用期間」といいます。)内の各月における購入シート数(以下「月間購入シート数」といいます。)が確定した後、当社所定の方法により申出者が申し出た年間購入予定シート数に応じた特別割引金額を月間購入シート数に乗じて得た金額を、翌月 20 日(20 日が土日祝日の場合はその翌平日)までに申出者が指定する口座に支払うものとします。この場合において、年間購入シート数が年間購入予定シート数に満たなかった場合は、当社は、年間購入予定シート数に応じた特別割引金額と当該年間購入シート数に応じた特別割引金額との差額を当該年間購入シート数に乗じて得た金額を、適用期間が満了した月の翌月末までに申出者に請求し、申出者は当社所定の期限までにこれを支払うものとします。

(2) 当社は、年間購入シート数に応じた特別割引金額を当該年間購入シート数に乗じて得た金額を、適用期間が満了した月の翌月 20 日(20 日が土日祝日の場合はその翌平日)までに申出者が指定する口座に一括で支払うものとします。

(3) 当社は、個別購入シート数に応じた特別割引金額を当該個別購入シート数に乗じて

得た金額を、購入月の翌月20日（20日が土日祝日の場合はその翌平日）までに申出者が指定する口座に支払うものとします。

- 2 申出者は、前項の規定により選択した特別割引の適用方法（同項第1号の適用方法を選択した場合には、年間購入予定シート数を含みます。）について、その適用期間内における変更をすることができません。
- 3 第1項第1号の規定による申出者から当社への支払に要する費用は、申出者の負担とします。

（注1） 第1項本文後段の当社が別に定める申出者は、次のいずれかに該当するものとします。

- 1 官公署
- 2 特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）又は当該法人が債務保証を行う当該法人の完全子会社
- 3 東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所又は福岡証券取引所のいずれかに上場されている株式を発行する会社

（注2） 月間購入シート数は、商品の出荷日を基準として算出します。

（注3） 第1項第1号、第2号及び第3号の申出者が指定する口座は、第3条第1項の申出書に記載された口座とします。

（注4） 第1項第3号の購入月は、商品の出荷日の属する月とします。

（免責）

第9条 当社は、申出者に事前に通知することなく特別割引の適用を中止・中断することがあります。

- 2 当社は、特別割引の適用の中止・中断によって申出者に損害等が発生しても一切の責任を負いません。

附 則

この利用規約は平成24年10月1日から実施します。

平成 年 月 日

日本郵便株式会社
郵便事業部
切手・葉書室 へ

オリジナル切手作成サービス特別割引適用申出書

当社はオリジナル切手作成サービス特別割引利用規約第3条第1項の規定により、特別割引の適用を申し出ます。

会社名 (申出者)		
代表者名		
所在地 (ご住所)	〒 -	
ご担当者	部署	氏名
	電話	FAX
	e-mail	
利用口座 (いずれか選択)	ゆうちょ銀行 ・ ゆうちょ銀行以外の銀行	
フリガナ		
口座名義		

ゆうちょ銀行をご利用の場合は口座記号番号をご記入ください。以降の項目は記入不要です。

口座記号番号						-		-											
--------	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ゆうちょ銀行以外の銀行をご利用の場合は以下の項目をご記入ください。

銀行名		
店名		
口座種類 (いずれか選択)	当座 ・ 普通 ・ その他	
口座番号		